件名：【桑名市】自治会長への立会案内の取扱いについて（情報提供）

配信日：2026 年 4 月 7 日

文書メール配信承諾者 各位

（桑員支部、四日市支部、鈴鹿支部）

いつもお世話になっております。
桑名市都市整備部土木課より、(官民)境界立会い・確認の際の自治会長の立会いについて、
以下のような取扱いに変更する旨、近隣会員の方への周知依頼がありました。
令和 4 年改正の要綱で、
・境界確認書への自治会長等の押印廃止
・境界立会いへの自治会長等の立会いへの出席の廃止となっており、
自治会等によっては出席を希望する自治会等も多数あることから、
立会いを行う際には「自治会等への案内は必要」との取扱いでしたが、
今年度からは原則「自治会への案内(声掛け)は不要」との取扱いに変更するとのことです。
但し、用途廃止、売払い手続き等がある場合は、従来通り境界立会い時に自治会等への案内が必要とのことです。

また、桑員支部長より、以下の情報もいただいておりますので、該当地域で
境界確認申請・確認業務をされる際には、併せてご留意ください。
公共用財産の管理者によって、
・農道、農水路は農林水産課（0594-24-1205）担当ですが、農家組合長への案内が必要。
・長島町地区の土地改良区（0594-42-4122）が関係する場合は、総代への案内が必要。
・多度町御衣野地区の水路等が関係する場合は、水利組合長への案内が必要。

令和 4 年改正後の桑名市境界確認事務取扱要綱につきましては、本会会員専用ＨＰの
「公嘱協会・三重県・各市町 等」の＜各市町＞に掲載済み(2022/5/10)ですので、
ご参照ください。

＜会員専用 HP・「公嘱協会・三重県・各市町 等」＞
https://www.mie-chosashi.or.jp/member/news/etc.html

以上